

いじめ総合対策【第3次】（概要版）

関係法令

いじめ防止対策推進法

第十二条 地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。

東京都いじめ防止対策推進条例

第九条 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定

東京都いじめ防止対策推進基本方針

VI 都における取組 5 「いじめ総合対策」の策定

目的

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図る。

【第3次】実施期間 令和7年7月1日から令和11年3月31日まで

※「いじめ総合対策【第3次】」の実施まで、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を継続

経緯

- 平成 29年 2月 「いじめ総合対策【第2次】」策定
- 令和 3年 2月 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」策定
- 令和 4年 11月 都教育委員会から、第5期いじめ問題対策委員会に諮問
- 令和 6年 7月 第5期いじめ問題対策委員会による答申（方策6点）

策定の方向性

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の内容を受け継ぐとともに、国の生徒指導に関する資料の改訂等を受け、一層の推進に向け、策定

策定の背景

- 1 生徒指導提要の改訂
(文部科学省 令和4年12月)
- 2 第5期東京都教育委員会
いじめ問題対策委員会
答申 (令和6年7月31日)
- 3 いじめの重大事態の調査に
関するガイドラインの改訂
(文部科学省 令和6年8月)

上巻

○生徒指導の2軸3類4層構造及びいじめに関する生徒指導の重層的支援構造を具体的に説明したものを掲載
→自己指導能力を育成するための視点を明示

○「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策」及び具体的な取組を掲載
(例) 子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実
→ 高校生いじめ防止協議会の実施

○いじめの重大事態の対応に関する課題について、根拠法令等を基に解説

(例) 地方公共団体の長等への報告内容や、その流れ

下巻

自己指導能力を育成するための視点の明示

研究開発委員会「いじめの理解啓発委員会」における、いじめの未然防止に向けた実践プログラムの研究成果として、児童・生徒が、自己指導能力を身に付けることができるように、全ての学習事例において「生徒指導の実践上の視点」を記載

いじめ総合対策【子供版】

発達の段階に応じた3編

- 対象は、
「初級編」は小学校第1学年から第3学年、
「中級編」は小学校第4学年から第6学年、
「上級編」は中学校、高等学校を想定

- 法や条例等で示されていることや、都内公立学校での取組を分かりやすく解説し、**子供自身が学び、考えることのできる内容**



1 生徒指導提要の改訂 (文部科学省 令和4年12月)

○生徒指導の2軸3類4層構造
及びいじめに関する生徒指導
の重層的支援構造を具体的に
説明したものを掲載

→自己指導能力を育成する
ための視点を明示

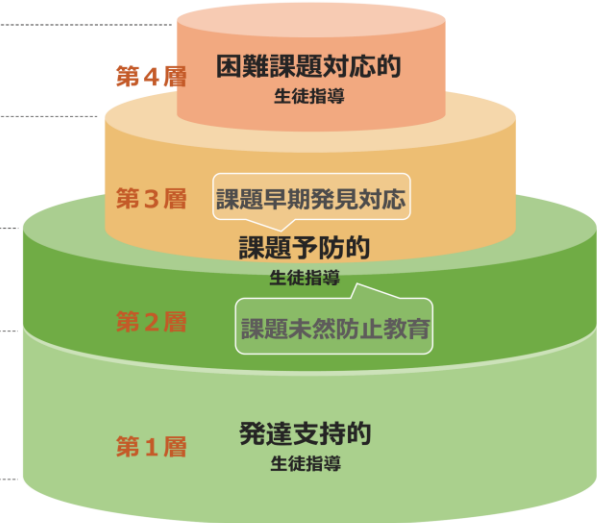
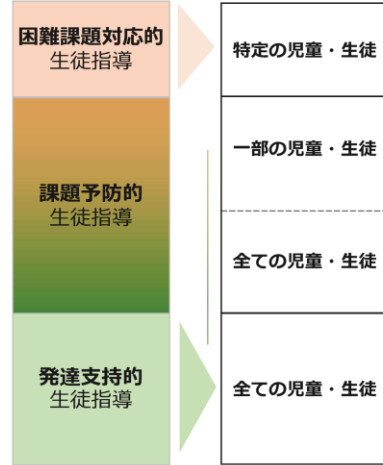
生徒指導の重層的支援構造を説明したページ (【第3次】上巻P4～5)

2 生徒指導の4層構造といじめ対応の重層的支援構造

時間軸に着目すると
2 軸



課題性と対応の種類から分類すると
3 類



○生徒指導の4層について

- 困難課題対応的生徒指導**
いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童・生徒を対象に、校内の教職員だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行う生徒指導
- 課題予防的生徒指導 (課題早期発見対応)**
課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童・生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応する生徒指導
- 課題予防的生徒指導 (課題未然防止教育)**
いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育等、全ての児童・生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施する生徒指導
- 発達支持的生徒指導**
生徒指導の基盤であり、特定の課題を意識することなく、全ての児童・生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導

○いじめに関する生徒指導のポイント

- 丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。保護者とも連携しながら、被害児童・生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童・生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを旨とする
- 日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。予兆に気付いた場合には、被害（の疑いのある）児童・生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がける
- 道徳科や学級・ホームルーム活動等において、法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う
- 人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかける

「生徒指導提要（令和4年12月）」（文部科学省）
教職員向けデジタルリーフレット「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント【基礎編】（東京都教育委員会）を基に作成

2 第5期東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会 答申（令和6年7月31日）

○「いじめ防止等の対策を一層推進
するための方策」及び具体的な取組
を掲載

（例）子供自身がいじめ問題への理解を深め、
自ら考えて行動できるようにするための
取組の充実
→ 高校生いじめ防止協議会の実施

子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるよう
にするための取組を説明したページ（【第3次】上巻P6）

3 子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組

東京都教育委員会では、令和5年度より、高校生いじめ防止協議会を行っている。東京都教育委員会の「いじめ防止」に関する施策について、子供の視点から見直しを図り、子供がいじめ防止について考えることを通して、どのような取組が必要であるかを議論し、協議を通して必要な施策を東京都教育委員会へ提言することを目的としている。

子供が本音で、思いや考えを交わす場となるように、子供が企画・運営を行っている。



高校生いじめ防止協議会において提言された子供の意見

自分たちがすべきこと

- ・ 友達が言ったことは、まず認める意識をもち、何を話しても大丈夫という、安心して話せる環境をみんなで作ることが必要だと思う。
- ・ 周囲を気にしたり、気配りをしたりする意識をもつことが必要ではないか。
- ・ いじめは自分たちの問題という当事者意識や、いじめを許さないという雰囲気をつくる。
- ・ SNSの使い方を改善する。

学校で行ってほしいこと

- ・ アンケートがシンプル過ぎる。形骸化している気がする。いじめについて考えることができる内容の方がよい。いじめ問題やアンケートの行い方について、先生方にはもっと学んでほしい。
- ・ いじめに関してどう考えるかは、小学校での学びが大事だと感じている。
- ・ いじめ防止に関するDVDや動画を鑑賞することでも学べるものはあると思う。
- ・ カウンセリングルームの開放や環境を整備する。
- ・ 日頃の授業について、グループワークを取り入れるなど、子供が気軽に発言できるように、授業改善が必要だと思う。
- ・ いじめに関するポスターを作成し、校内に掲示する。
- ・ いじめ問題について考える、生徒主体の行事を増やしたらどうだろうか。

社会にお願いしたいこと

- ・ スクールカウンセラーへの相談の予約を電子予約システムにする。
- ・ いじめアンケートを電子化する。
- ・ 生徒が主体となる、教育活動を推進する。
- ・ いじめ防止を身近に意識できるグッズを配布する。
- ・ 行政の取組を学校や家庭へ伝わるようにした方がよい。

子供たちは、自分たちの取組を見直す必要があると考えています。
先生方も、対応や取組をぜひ、見直して、常にアップデートしていきましょう！

子供の
意見

本書では、子供の意見に関連する部分には、このマークを記しています。



3 いじめの重大事態の調査 に関するガイドラインの改訂 (令和6年8月)

○いじめの重大事態の対応に関する
課題について、**根拠法令等**を基に
解説

(例) 地方公共団体の長等への
報告内容や、その流れ

例：根拠法令等を基に説明したページ（【第3次】上巻P87）

エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

① 法による義務規定

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。ただし、事例ごとに、子供からの聴き取り記録などを添付するなど、確認された事実関係が明確になるよう工夫する。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

その際、調査結果に対する被害の子供又はその保護者の所見が提出されている場合には、それを調査結果の報告書に添えて提出し、説明する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改訂 平成29年3月14日〕）】

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合にはいじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

【いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）文部科学省 40ページ】

- 対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には地方公共団体の長等へ併せてその内容を説明する。

オ 地方公共団体の長による再調査への協力

① 法による義務規定

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により、地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第3項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

未然防止

早期発見

早期対応

重大事態への対処

下巻

自己指導能力を育成するための視点の明示

※ <生徒指導の実践上の視点> を各事例に掲載

(1) 自己存在感の感受

(2) 共感的な人間関係の育成

(3) 自己決定の場の提供

(4) 安全・安心な風土の醸成

例： <生徒指導の実践上の視点> を記載したページ
(【第3次】下巻P29)

教材文

【教材1】いじめを見たり、聞いたりしたとき、どうしましたか

児童・生徒	注意した	誰かに相談した	何もしなかった	無回答
小学校	37.5	24.2	35.7	2.6
中学校	16.0	20.5	62.4	1.4
高等学校	14.3	20.4	64.0	1.3
特別支援学校	30.9	30.9	33.8	4.4

【いじめ問題に関する研究報告書】(平成26年2月) 東京都教職員研修センター より作成

【教材2】「傍観者でいいのか」

夕べからの雨が降り続いている。「今日も雨か。」
昨日、帰るときAさんの上着がぬれて濡だらけになっていたことを思い出した。
「遅れるわよ。急ぎなさい。」と母の声が聞こえた。私は、重たいかばんを引きずるようにして家を出た。学校へは行きたくなかった。学級が嫌だった。
2年生になって学級替えがあった。私はみんなに推薦されて学級代表になった。にぎやかな学級だなと思っていた。そして、みんなのためにできることをやろうと思った。
初めて一緒の学級になった人の中にAさんがいた。気が弱く、ちょっと頼りなさそうなところがあったが、冗談を言って周りを笑わせる。何を言われてもニヤニヤ笑っていた。AさんはBさんやそのグループの仲間といつも一緒だった。毎朝Bさんの家に迎えに行き、Bさんの荷物をもって登校していた。私は、(断ればいいのに...)と思っていた。
ある日、Aさんは朝寝坊をしたらしく、Bさんの家に寄らずにあわてて登校することがあった。登校すると、AさんはBさんに呼ばれた。戻ってきたAさんは下を向いて苦しげだったが、すぐに冗談を言っていつものようにおどけていた。それから、Aさんは今までにもましてBさんたちの言いなりになった。学級のみんなの前でもBさんは平気でAさんをからかったり、命令したりするようになっていた。学級の人の中にはBさんたちと一緒にAさんをからかって笑う人まで出てきた。でも、ほとんどの人は、何も言わなかったし、何もしなかった。
Bさんは、「Aが選ぼうっていうから一緒に進んでやっただけだし、Aだって笑っているじゃないか」と声高にみんなに話していた。
私は、(Aさん、なんで笑っているの。断ればいいのに...)と思った。
学期の終わりに、Aさんは身体の不調を訴え、早退したり欠席したりすることが多くなった。
放課後、私は、掲示板を直していた。その時、思い詰めたような顔をしたCさんに話しかけられた。「Aさんを、これ以上ほうっておけない。」
私は、はっとした。
Cさんは、休んでいるAさんの家に行って話を聞いたそうだ。Aさんはボロボロと涙を流して、「いじめられるのはつらい。もう学校へは行かない。」と言ったそうだ。Bさんたちから言われたことを断ると、殴られたりしていたそうだ。
やっばりつらかったんだ。苦しかったんだと思った。
早速、Cさんと一緒に先生に相談に行った。次の日に、学級の代表者で話し合いを開くことになった。放課後の話し合いは長時間に及ぶ真剣な会になった。
「この学級からいじめをなくそう。見て見ぬふりはひきょうだ。」
長時間の話し合いの結論であった。

【人権教育プログラム(学校教育編)】(平成16年3月) より作成

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受
いじめの状況があったらどうしたらいいか、どうしたらいじめがなくなるかを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成
人は一人一人違うことや、自分と異なる思いや考えを大切に、互いに理解しようとする。

(3) 自己決定の場の提供
いじめの状況があったらどうしたらいいか、どうしたらいじめがなくなるかを考え、伝える場面を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

いじめ総合対策【子供版】

主な内容

◆いじめの定義

事例を掲載して、どのようなものがいじめに該当するかを解説

◆いじめの認知と解消、その決定

いじめの認知と解消は、どのようにして決められているのかを解説

◆教員や学校の取組

いじめ防止対策いじめの早期発見 いじめ問題への対応に向けての教員の研修や学校での取組を解説

それぞれの項目で「ポイント」の吹き出しを設け、より内容を理解することができるようにしている。

事例を示して、いじめの定義を説明したページ
(子供版【初級編】 P 1・2)

いじめの行為が、犯罪行為につながることにについて説明したページ
(【中級編】 P 9)
(【上級編】 P 11)

どんなことが「いじめ」なのだろう??

相手が、いやな思いをした場合は、「いじめ」となるよ。

おにごっこで おにを
決めるときに、いつも
同じ子を おににする。

何も言わずに、勝手に
ともだちの えんぴつや
消しゴムを使う。

同じ子に ぶつかったり、
その子の持ち物を
よく落としたりする。

SNSや
オンラインゲームなどで、
ともだちのわる口を言う。

※ これらは、全て「いじめ」だよ。

ポイント

- 「行った子」の人数は かん係ないよ。
(一人でも、ふく数でも 同じだよ。)
- ぼう力が「あった」、「なかった」は かん係ないよ。
- 行いの回数は、かん係ないよ。
(1回だけでも、ふく数回でも 同じだよ。)
- 行いの 内ようではんだんせず、相手がどう感じて
いるかで はんだんするんだよ。



たとえば...

1 親切の つもりで やったのに...

発言の 苦手な子に、「〇〇さんも 何か 言いなよ。」と言った。

2 わる気は なかったのに...

リレーで バトンを 落とした子に、「何やってんだ!」と
大きな声で言った。

3 つい、かっとなって...

うっかりぶつかってきた子に、悪口を 言い、にらんだ。
うっかりぶつかってきた子に 対して、その場で たいた。

4 あの子にはらが立つから...

体育の 時間などで、「あなたのせいで 負けた!」と
問いつめた。

しっばいをするたびに、「へばい!」、「足をひっぱるな!」
など悪口を言った。

持ち物を かくして、「かくされた子」が ないている
ようすをわらって見ていた。

し合で 負けたかわりに、メンバー全員に、お金をはらう
よう命じられた。

お金を持って来ないことを 理由に、なぐったり、
けったりした。

ここに 書かれているものは、いじめにつながる行いだよ。ひどいもの
については、はんざい行いとして、けいさつとーしょに対処する
こともあるよ。

犯罪行いにつながる「いじめ」について

この表は、犯罪につながる行いを、例として示したものである。

いじめの態様	学校で起こり得る事例
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。	● ゲームや悪ふざけとして、くり返し同級生をなぐったりけったりする。
は物等でけ我をさせられる。	● ハサミやカッター等のは物で同級生を切りつけてけ我をさせる。
	● 無理矢理、衣服をぬがす。
いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	● 度胸試しやゲームとして、無理矢理危険な行いや苦痛を感じる行いをさせる。 ● 家族に危害を加えるとおどし、特しゅさぎやみバイト等の犯罪行いをやらせる。 ● 断れば危害を加えるとおどし、性器や胸、お尻をさわる。
金品をたかられる。	● 断れば危害を加えるとおどし、現金等を巻き上げる。 ● 断れば危害を加えるとおどし、オンラインゲームのアイテムをこう入させる。
金品をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、捨てられたりする。	● くつや体操服、教科書等の所持品をぬすむ。 ● 財布から現金をぬすむ。
	● 自転車をごす。 ● 制服をカッターで切りさく。
冷やかしかやらかしい、悪口やおどし文句等、いやなことを言われる。	● 学校に来たら危害を加えるとおどす。 ● 本人のはだかなどが写った写真・動画をインターネット上で拡散するとおどす。 ● 特定の人物をひぼう中傷するために、校内や地域の壁や掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特徴を指図して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。

学校において生じる可能性のある、いじめに関連する犯罪行為等について

以下に示す事例は、過去にあった具体的な事例を踏まえ、刑罰法規に対応した例を示したものである。

いじめの態様	学校で起こり得る事例	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	● ゲームや悪ふざけとして、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。	暴行 (刑法第 208 条)
刃物等で怪我をさせられる。	● ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。	傷害 (刑法第 204 条)
	● 無理矢理、衣服をぬがす。	暴行 (刑法第 208 条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	● 度胸試しやゲームとして、無理矢理危険な行いや苦痛を感じる行為をさせる。 ● 家族に危害を加えるとおどし、特種詐欺や闇バイト等の犯罪行為をやらせる。 ● 断れば危害を加えるとおどし、性器や胸、お尻を触る。	強要 (刑法第 223 条) 不同意わいせつ (刑法第 176 条)
金品をたかられる。	● 断れば危害を加えるとおどし、現金等を巻き上げる。 ● 断れば危害を加えるとおどし、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第 249 条)
食品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	● 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ● 財布から現金を盗む。 ● 自転車を盗む。 ● 制服をカッターで切り裂く。	窃盗 (刑法第 235 条) 器物損壊等 (刑法第 261 条)
冷やかしかやらかしい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。	● 学校に来たら危害を加えるとおどす。 ● 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散するとおどす。 ● 特定の人物を誹謗中傷するために、校内や地域の壁や掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特徴を指図して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。	脅迫 (刑法第 222 条) 名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、 231 条)

今後のスケジュール

- 3月27日…教育委員会にて、原案を説明
- 3月27日から4月下旬まで…パブリックコメントを募集
- 4月上旬
 - …都内公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の
子供たちに意見聴取
- 6月下旬…教育委員会にて
 - パブリックコメントの結果を報告
 - 「いじめ総合対策【第3次】」の審議、決定